

神戸市点字図書給付事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者に対して点字図書を給付することにより、視覚障害者の点字図書による情報入手を容易にし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 点字図書の給付の対象者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）。

(2) 市に居住している者。（市外の社会福祉施設等に入所している者を含む）

(給付対象図書)

第3条 給付の対象となる点字図書は、別表（1）に定める「点字図書給付対象出版施設」（以下「出版施設」という。）で製作した点字図書とする。

(給付の限度)

第4条 点字図書の給付の限度は、給付対象者一人につき年間6タイトルまたは24冊を限度とする。但し、冊数については、辞書及び月刊や週刊等で発行される雑誌等一括して購入しなければならないものを除く。

(受給資格の申請及び登録)

第5条 点字図書の給付を受けようとする者は、あらかじめその居住地を管轄する福祉事務所に点字図書給付者登録の申請をしなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、受給資格等を審査し、該当者（以下「受給資格者」という。）については、点字図書給付台帳（別紙様式1）に記載し登録をする。

(給付の申請)

第6条 受給資格者が、点字図書の給付を受けようとするときは、出版施設が発行した「点字図書発行証明書」（別紙様式2）（以下「証明書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第7条 福祉事務所長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、点字図書の給付を決定したときは、「給付証明書」に、必要事項を記載し申請者に交付するものとする。

(自己負担額の支払い)

第8条 点字図書の給付を受けた者、またはこれを扶養する者は、証明書に記載されている自己負担額を出版施設に支払うものとする。

(費用の請求および支払い)

第9条 点字図書を納入した出版施設が、公費負担額を請求するときは、証明書を添付しなければならない。

2 請求できる額は、当該点字図書の価格から点字図書の給付を受けた者等が支払うべき自己負担額を控除した額とする。

3 福祉事務所は、公費負担額を出版施設の請求に基づき支払うものとする。

(点字図書の管理)

第10条 点字図書の給付を受けた者は、当該点字図書を給付の目的に反して、使用し、譲渡してはならない。

(費用の返還)

第11条 次の各号の一に該当すると認めるときは、公費負担分の費用の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により給付を受けた場合。

(2) 前条の規定に違反した場合。

(届出の義務)

第12条 受給資格者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに福祉事務所に、届けなければならない。

(1) 住所・氏名を変更したとき。

(2) 第2条に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

(3) 受給資格者が死亡したとき。

(給付台帳の整備)

第13条 福祉事務所長は給付状況を明確にするため、点字図書給付台帳に給付図書等必要事項を記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。